



社会教育便り

幡多地区PTA研究大会（三原村）

平成29年11月26日（日）に三原村農業構造改善センターで「幡多地区PTA研究大会」が開催されました。オープニングセレモニーでは、戦国時代から継承されている三原村伝統芸能「太刀踊り」が披露され盛大に始まりました。研究大会では、6市町村から約170名の参加があり、表彰行事、講演、実践発表が行われました。今後のPTA活動の活性化や子どもたちの健全育成につながるヒントを得ることができたのではないかと思います。



幡多地区小中学校PTA連合会表彰

- 【団体表彰】 宿毛市立小筑紫小学校PTA 様
- 【個人表彰】 四万十市立下田小学校PTA 宮崎 治茂 氏
- 四万十市立具同小学校PTA 下西 誠 氏
- 四万十市立中村西中学校PTA 島田 利男 氏
- 大月町立大月中学校PTA 徳村 亜矢子 氏
- 土佐清水市立三崎小学校PTA 柿内 明美 氏
- 土佐清水市立中浜小学校PTA 橘 恵理 氏

長年、小中学校のPTA活動にご尽力いただき、素晴らしい活動をされていることに対しまして感謝いたします。



受賞者の皆様

株式会社 リクルートホールディングス 安藤 崇啓 氏の講演

演題『なぜ国は今、教育改革に本気で取り組むのか？』

講演内容は、以下の通りです。日本の人口が、2110年には今の人口の67%（4286万人）になるため、人口が減少していく中で「どう生きるのか」ということを、これからの教育を交えて考える。この地域のために何ができるのかを考え、行動できる子どもを育て地域の未来をその子どもたちの可能性にかける。その子どもたちを身近な大人が教え、支えていかなければならない。だから、まずは大人が様々なことを学んでいく必要がある。ということを実体的に分かりやすく熱く語られていました。講演の途中からICTを駆使した環境で、会場にいる参加者の考えを集約し全体で共有する場面もあり、参加者は意欲的に考え学んでいました。

実践発表

『黒潮町立入野小学校PTAの取り組み』

- ・学校の防災推進指定と合わせ、PTAでも「防災」に取り組み、年間11回の避難訓練を実施。
下校時避難訓練、引渡し訓練、救命救急法
- ・親子防災行事
1・2年:防災カルタ作り 3年:防災グッズ作り
4年:持ち出し袋を考える 5年:ランタンつくりと非常食体験
6年:炊き出し（おにぎり・豚汁づくり）

『大月町立大月小学校PTAの取り組み』

- ・PTA 広報活動の文集発行では、「入学おめでとう特集」や「卒業おめでとう特集」を作成。保護者や子どもの思いを文集に綴っている。
- ・フェスティバル大月小の企画・運営や飲食等の出店
- ・「家庭のルールづくり」チェックシートの分析による働きかけ（家庭読書の推進）
- ・今後の取り組み 防災・スマホについて

幡多地区小中学校PTA連合会・女性役員の取組

朝食から始まる食

～小学生でもできるレシピ～

忙しい朝でも簡単！大人だけでなく小学生にも簡単に作ることができるような朝ご飯のレシピを女性役員の方々が考案しています。朝ご飯をしっかり食べて登校する習慣をつけるためです。

ネコまんまに半熟玉子丼



《材料》

- ・白ご飯
 - ・かつお節（又は宗田節）
 - ・しょうゆ
 - ・半熟の目玉焼き
- 分量はお好みで

《作り方》

- ①茶わんやどんぶりに白ご飯を盛る
- ②かつお節（宗田節）をのせる
- ③しょうゆをかける
- ④半熟目玉焼きを上のにせる



マグカップ蒸しパン

《材料》

- ・ホットケーキミックス 30グラム
- ・コーンスープの素 1袋(15グラム)
- ・牛乳 大きじ 3

《作り方》

- ①マグカップに全ての材料を入れる
- ②材料をよくかき混ぜる
- ③マグカップに「フワッ」とラップをかぶせる
- ④レンジで1分30秒加熱する
(ふくらみが足りないときは、10秒ずつ様子を見ながら再加熱する)



家族でつくろう！生活リズム



高知県青少年保護育成条例改正について

ネットに関わる情報

平成29年4月に幡多管内の小中学校全ての児童生徒に「幡多っ子 ネット宣言 Ver.2」が配布されました。様々なインターネット利用によるトラブルから、子どもたちを守り、健やかに育てていくために作成されたリーフレットです。家庭やなかま同士でのルールづくりや利用時間、外出時のWi-FiをOFFにするなど様々な内容が盛り込まれており、今年度は、多くの家庭や学校で活用されています。

このような取り組みの中、平成30年4月に高知県青少年保護育成条例が改正されます。子どものスマートフォンやインターネットの利用について保護者の役割が新設されます。スマートフォンを利用する子どもに対して、保護者の関わり方が重視される内容となっています。

【高知県青少年保護育成条例】（第23条の3）平成30年4月1日施行

- (1) 青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するよう努めなければいけません。
- (2) 青少年のインターネットの利用について、青少年の年齢やインターネットを適切に活用する能力の状況に応じて、次のことを行うように努めなければいけません。
 - インターネットを利用する時間・場所を制限し、利用状況を把握する。
 - インターネットの利用を、保護者が同意した機能に制限する。
 - フィルタリングの活用等によって、青少年に有害な情報を「見せない」「聴かせない」「読ませない」

